

# 近世末期豊後日田周辺農村の物流

楮皮の他所売り史料から

後藤重巳

## 一、はじめに

近世期、日田代官所付の日田郡内の諸村は、渡里・城内・高瀬<sup>①</sup>・大山・口五馬・奥五馬・大肥・小野・津江の九筋の計八十ヶ村であり、これらの「筋」は、他の藩領などに設定された「組」や「手永」などと同質の行政区であった。

筋名	村数
里内瀬山馬馬肥野江	10
渡城高大口奥大小津	14
	13
	6
	6
	7
	6
	10
	8
計	80
有田郷	※11

※は森領

これらの内、口五馬・奥五馬の二筋は日田の東南、玖珠川南岸から東方に散在する諸村を包摂し、口五馬筋が苗代部・女子畑・大鳥・柚野木・湯山・赤岩の六ヶ村、奥五馬筋が桜竹・本城・塚

田・出口・芋作・新城・五馬市の七ヶ村からなっていた。『豊後国志』では、この二筋十三ヶ筋のほかに枝村十一ヶ村を含む二十四ヶ村を挙げ、「以上二十四村、旧属五馬荘、荘在郡東南」と記している。

地誌たる同書は、日田郡の「形勝」を「群山圍繞四面、大川横流郡中、土田沃腴、人民富饒」とは形容するものの、「四面を圍繞」する山

間に散在の山村は、決して「人民富饒」ではなかった。地域によっては、米穀不足と輸送の困難から年貢が全て銀納される例さえあり、その納入の銀手当てのために、副産物の換金に苦悩しなければならなかった。

郡内諸村では農民の多くが「作間の稼ぎ」として、楮皮採・葛根掘・蕨根掘・葛粉作・木綿織などに励み、手隙に紙漉きを行い、これらの産物を隈・豆田の町屋に運び換金、年貢銀の不足補充や生活の助成にするのが一般的であった。

年貢納米の残余や農閑余業の産品は様々な形で流通に乗ったが、本稿では、その中の楮皮の流通をめぐる問題に焦点を当ててみたい。近時、日田市やその周辺町村の史誌の類が相次ぎ刊行され、近世期の日田を取り巻く流通圏の問題が鮮明化されつつあるが、史料的にやや空隙な地域にあった奥五馬地方の様態に、微かながらも陽光を当て得ればと思う。

注 ① 『永山布政史料』上巻、第五編第三節。

② 右に同じ。

③ 「享保十年五馬市村明細帳」「元文三年五馬市村明細帳」「天明八年鎌手村明細帳」など、五馬市村文書所収、別府大学文学部所蔵。

④ 「大分県史・Ⅲ」・「日田市史」・「天瀬町誌」・「大山町誌」など。

## 二、天保期の楮皮他国売り

天保三年二月、日田郡内の紙漉惣代下井出村和助らは、日田役所に對して郡内産出の紙原料の楮皮の郡外売出し規制について次のことき請願をした。

私共儀、作間紙漉稼仕、御年貢御上納足仕、粮米買立渡世仕候処、近年隈町の商人楮皮多分買集、船にて筑後国積下し候付、当郡楮無數相成、紙漉共甚々難渋仕候間、何卒御慈悲之御勘弁を以、向後楮之儀他国え売出し不申、当郡中にて売買仕候様被仰付被下候様奉願上候、穀類之儀兩筑積下之儀も「在之儀」候処、御慈悲之御勘弁を以、決て「他」国出不相成候様嚴敷被仰渡、小前一統難有仕合奉存候、右様被仰渡候上は、此上御願筋無御座候得共、後年に至り候ては自然と相ゆるみ、売荷等下積隠シ、穀類積下候儀も無覚束候間、川筋之内にて改方宜敷場所にて、船積之荷物相改候様被仰付被下置候ハハ、穀類積下候心遣ひ無之、一統安堵仕候儀付、何卒此段奉願上候（下略）、（「」は虫欠け）

要旨は、日田郡下井出村和助外十五か村の紙漉は、「年貢納銀不足分や粮米買立て経費として紙漉稼ぎをしているが、近年は郡内産の楮皮を日田隈町の商人が買い占め、船便を使って筑後方面に積み出してゐる故、品不足となり、紙漉が出来なく難渋している。ついでに、郡内の楮皮の国外売出しを禁制し郡内売買として欲しい、この場合、穀類の船積荷の下に隠匿して密売をするものもあり得るから、然るべき箇所て積み荷改めを実施させて欲しい」と言うものである。

従前、郡内の楮皮は農民のいわゆる「作間の稼ぎ」として生産され、自家紙漉に用い、あるいは近隣に売り捌いて「御年貢御上納足」や「粮

米買立」に当てられたが、その数量は地域や時代によりまちまちで、「楮少も売候程無御座候、尤、百姓之内、少々ツツ持候者も有之候得共、紙漉仕候付、少々助仕候」（享保十年五馬市村明細帳）、「茶楮漆之類、当村にて売買仕候、相残品は豆田隈町え持参仕売申候」（天明八年鎌手村明細帳）などと言う状態であった。しかし、やがては豆田・隈町などの商人が楮皮を買い集め、筑前・筑後地方に売り出すことになり、地元での紙漉原料が不足する事態を生じるのである。のちに述べるところであるが、この楮皮の買い込み活動は、日田・隈町の商人にとつて大いに魅惑的なものであったらしく、ここで嘆願される余業として紙漉を行なう農民ばかりでなく、同様楮生産を行なう農民にとつても利害が相反する問題であった。本小論は、以下、そうした問題に焦点を当てようとするものである。

紙漉惣代からの右の要請に對して、日田役所（時の郡代は塩谷大四郎）は彼らの要請を拒否した。その利解書は全六ヶ条から成り、まずその第一条は次のような内容であった。

一、作間之稼紙漉渡世いたし候者ハ、右紙代を以て上納銀足いたし、其余徳て家相統之手当ていたし候可有之、且、紙を漉立候処、若し其紙他所出差留相成候ては、其所限相成、直段も下り紙漉渡世之詮も無之様可相成候、穀類とは少々訳も可違候得とも、雜穀楮等一概津留、百姓取候ては難儀は凡そ同様之道理付、則自儘之申方儀、

先の紙漉惣代の要請は、楮のいわゆる「津留」にあった訳だが、日田役所の説諭は、「漉立た製品の紙を他所売り禁止にすれば、紙直段も下がり紙漉の渡世も成立まい、雜穀や楮皮を一括津留めにすれば、百姓にとつて難儀になる道理は紙漉にとつても例外ではなく、楮皮の津留のみを要請するのは、余りにも自儘ではないか」と言うものであった。

説論の第二条は、更に明快な内容となる。

一、百姓一式之者ハ残米は勿論、山林茶楮其外雜穀等も売払、銀納之足ニ相納、其余徳を以家内相統致候ニ可有候処、楮其外雜穀之類迄津留ニ相成、土地限りニ致し候ては格別直段引下り、諸品作立候詮も無之は勿論銀納出来兼、且家内相統相成間敷候間、百姓之作立候雜穀も、年柄ニ寄他所出シ程々直段不引立候ては村々難儀いたし候、在方ニて百姓之外余稼之もの共らためのみニ拘り、百姓之品下直ニ相成候ては決て不相濟事ニ候、

これには、「百姓之作出候雜穀類も、年柄ニ寄他所出シ、程々直段不引立候ては村々難儀」とも述べられ、雜穀や果木などの小商品を広い流通に乗せ、百姓の余業収入を助け、ひいては上納銀の足しや生計費の補填に当てさせようとしているのである。

その他の条では、「手前勝手のみを考候小前存込ニ可参事ニは無之」(第三条)とか、「自儘之利合ニ募り候ものは、終ニ其所住居難成様ニ可相成敷ケ敷次第」(第四条)など述べられ、最終条には、「小前願立候品等有之節、道ニ背不筋之願方致し候得は、願も不相立上、後々迄小前之人氣を損、品ニ寄御仕置請候ものも出来、村方衰微之基ニ付、御作之願筋は其村方庄屋組頭え申談、若難整節は組合之庄屋申談、筋違之取計無之(下略)」と説諭し、その要請の不合理であることを利解させようとした。

以上の要旨は、これを請けて右紙漉惣代らが、同月、願方惣代藤山村庄屋貫平・船方惣代中条村庄屋久兵衛・日田会所詰庄屋柳右衛門らと連名で、日田役所に提出した願上書に極めて明確に引用されているので、以下に掲げる。

乍恐以書付奉願上候

日田郡紙漉共惣代之者より、楮之儀並穀類他所出之儀ニ付願書願上候処、右は郡中百姓難儀之意味をも不相弁、且融通之筋も不相心得、行々は銘々難渋ニ相成候筋も不相心得、目先当分之事と申内ニも、村々百姓為を不願、余稼之もの共自儘之願ニ成行不直、都て願筋は其村役人共相談之上ニ候得は相立、双方為ニも宜片寄候儀も出来不致候処、其儀無之畢竟心得違ひ之もの可有之、得と筋相立願候様厚御利解之趣、一同難有承知奉畏候、何れ得と申談奉願上度候間、暫く御猶予被成下候様奉願上候、以上、

日田役所側の正鵠を得た説諭に、紙漉連中は再要請を暫らく躊躇しなければならなかったのである。

翌三月、紙漉惣代の下井出村和助、上井出村庄右衛門、友田村伝七、北高瀬村久兵衛、石井村忠兵衛ら七人は、先の説諭の意を含めてか前回とやや異なる内容の要請をした。

私共、作間ニ紙漉稼仕夫食之足いたし家族共養育仕候処、近年楮直段高直ニ相成、紙直段下直ニて売立方引合兼、紙漉共極々難渋仕候、乍併楮売出候小前ニては、高直ニ有之方可然候ニ付、紙漉共之処ニても一概ニ下直ニ相成候様願候儀ニては無御座候得共、近年秋末より楮之儀、川船ニて両筑え多分ニ積下ケ、右体直段高直ニ相成候由ニ付、以来之儀は村々小前並紙漉双方共、差支不相成様取締方被仰付被下置候ハハ、御慈悲之儀と難有仕合奉存候、格別之御勘定筋を以、願之通被仰付被下置候ハハ、一同御救と難有仕合奉存候(下略)、

ここでは、「楮売出候小前ニては、高直ニ有之方可然候」ので、紙漉側としても一概に楮皮直段が下直であることを願っている訳ではないと弁解がましく述べ、今後は、楮皮稼ぎも紙漉きも双方に差し支えの

ないような「御勘定筋」を要請している。

そして、翌四月、和助・伝七・忠兵衛に加えて、楮売方惣代の草葉村平右衛門と求来里村利右衛門、船方惣代の隈町山田半四郎・豆田町中村平左衛門の計七人が連名の上で楮皮出荷に関する具体案を役所に要請した。

その要請書の内容はやや冗長になるが、主要部分を全覽しよう。

(前文省略) 早速楮売之者共並船方共打寄取調候処、楮他国出相直直段相下候ては地方出産之品、百姓共御年貢筋も差支、勿論冬より初春迄は在々より両町え附出、二三月之頃より他国え積下候儀御座候間、此説得と熟談之上売出候儀相止、三月より勝手次第他国えも売出候筈申極度、左候得は紙漉渡世之もの共は、二月迄内春分漉立候文は楮直段等熟談之上、買入置、差支無之様手当可仕候、然ル上は楮売方<sup>ニ</sup>ては、三月より勝手次第他国えも売出候儀<sup>ニ</sup>付、直段等響儀無御座、又舟方<sup>ニ</sup>ては楮売方熟談次第之儀<sup>ニ</sup>付、勿論聊差支無御座候(下略)、

請願の内容は、郡内の楮皮は毎年二月一杯は他国売り禁制、三月から許可、その間に、紙漉は春期に使用する材料は購入値段・数量を熟談の上で確保し、楮皮生産者は、三月以降は自由に販売、販売価格も自由とすれば、いずれも差し支えないではないかと言うものであった。

この請願書には、それぞれの村庄屋が奥書署名をしている。

この時点で、この紙漉からの要請が、日田役所においてどのような決着されたかを証する史料は管見しない。

ただ、次節で述べる嘉永四年の津江筋の楮皮国外売買に関わる「内濟熟談申極書」<sup>⑧</sup>に「郡方楮之儀ハ、三月朔日迄は郡方紙漉楮手当中<sup>ニ</sup>付、川下ヶ見合候規定」と見えるので、右の請願は承認されたものと

考えられる(後述)。

以上、天保初期の楮皮の売買をめぐる楮皮生産百姓と紙漉・楮皮買受側との流通にかかわる問題は、安政四年春、日田郡奥五馬筋七ヶ村の楮皮生産百姓が、楮皮販売の自由を求めて日田役所に提出した一連の要請書を綴じた「楮皮一件書物控」<sup>⑨</sup>に所収される記録史料であり、奥五馬筋七ヶ村を含めた日田郡諸村において、安政期に先行する時期の楮皮流通の様子を知り得る数少ない史料となる。

天保の改革の主眼でもあった「諸色直段下之儀被仰渡」によって、日田郡内の諸村でも実施がなされたが、天保十三年(一八四二)九月の五馬市村からの報告によると米・大豆・粟などの穀類のほか煙草・竹皮とともに楮の直段を下げる記事が見られる。この折、米価はそれまでの一石当たり丁銭六貫八四〇文が六貫二七〇文、大豆五貫七〇〇が四貫七五〇、粟四貫五六〇文に値下され、楮は前年の一把当たり二貫七五文から二貫二八〇文に下げられている。米以外はともに約二割の値下であった。

楮が、煙草などとともに主要な流通商品であったのである。

注 ① 安政四年五月「楮皮一件書物控」所収、別府大学所蔵「日田郡五馬市村文書」。

② 「享保十年 日田郡五馬市村明細帳」 右 同

③ 「天明八年 日田郡鎌手村明細帳」 右 同

④ 「御郡代塩谷大四郎様 天保三辰年御利解書」、右「楮皮一件書物控」所収。

⑤ 「乍恐以書附奉願上候」、①の「楮皮一件書物控」所収。

⑥ 「乍恐以書附奉願上候」、右に所収。

⑦ 「乍恐以書附奉願上候」、右に同。

⑧ 「内濟熟談申極書之事」、右に同。

⑨ ①に同じ。本一件控は安政四年五月以降、文久期までの史料を所収する。

⑩ 「品々書上控」日田郡五馬市村文書所収。

### 三、津江筋諸村の楮皮流通施策

口・奥の両五馬筋に西接する津江筋は、日田郡の南西部の山間に位置し、肥後の小国・菊池、筑後の矢部に接する辺境部であり、地理的条件の厳しい地域であった。

前節で見て来たごとく、日田隈・豆田両町に比較的近い地域において、天保初期に楮皮の流通をめぐるその生産者と紙漉・扱業者との間で様々な対応が行われたが、当津江筋にあつても、やや遅れた嘉永期に楮皮など小産品の流通に関わる注目すべき問題が起こつてい

る。

以下、まずその様子を見よう。  
嘉永四年(一八五一)五月、津江筋村惣代大野村甚助以下、同筋野田・栃原・赤石村の役人、紙漉惣代として渡里筋友田村十兵衛ほか、高瀬筋・城内筋諸村の紙漉、友田・石井村役人、隈・豆田両町船方、両町年寄らが連署し、会所詰役人が請書する「内済熟談申極書」<sup>①</sup>が作成された。

この申極は、津江筋諸村産出の楮皮売買をめぐる、楮皮生産百姓と日田両町周辺の紙漉との間で交わされた熟談書である。内容が長文になるが、史料の性格上、全覽する。

#### 内済熟談申極書之事

一、津江筋村々之儀、御年貢皆銀納之所柄<sup>ニ</sup>付、諸産物売捌方兼て不差支様無之候ては御上納方当惑仕候処間々有之候<sup>ニ</sup>付、多年右之儀御歎筋等仕居候得共、是迄は通船<sup>ヲ</sup>以、川下ヶ仕候儀申極之趣意も有之哉<sup>ニ</sup>て相整兼居候処、昨年来同筋村々より御歎願相成、内済熟談取扱候様会所詰え被仰付、豆田隈、両町郡方共立会

熟談之上、津江筋諸産物川下ヶ仕候様申極書等出来、諸産物川下ヶいたし村々一般相悦ひ居候、然<sup>ル</sup>処右熟談之儀急速之儀<sup>ニ</sup>て、郡方紙漉稼之もの共え談方行渡不申哉<sup>ニ</sup>て、当亥三月十五日、隈町中津屋兵右衛門より津江筋出産之楮、船一艘積下候処、郡方紙漉惣代より於筏橋積船差留置、右始末御会所詰迄申出候<sup>ニ</sup>付、会所詰<sup>より</sup>昨年来、両町並郡方津江筋村々立会、熟談之趣御演舌相成候得共、兎角居り方出来兼候間、右兵右衛門より川下仕候楮は、無別条川下ヶ為致、右川下ヶ之儀<sup>ニ</sup>付、紙漉中迷惑の廉も有之候ハハ、可申出旨御談有之候間、紙漉中も任其意、右楮不差構川下ヶ為致、其後津江筋村々楮、先年之郡方熟談書相振川下ヶ相成候得共、自然、郡方外筋々楮も紛入、多分他国え売捌相成候得ハ、楮直段引上郡方紙漉中難渡不少成行候段、惣代<sup>ヲ</sup>以申し立候、且郡方楮之儀は、三月朔日迄は郡方紙漉楮手当中<sup>ニ</sup>付、川下ヶ見合候規定先年出来有之候得共、右熟談も郡方一統えは不行届有之候得共右次第<sup>ヲ</sup>以御役所表え御歎願奉申上候処、各様方え和熟内済取計方被仰付候<sup>ニ</sup>付、此度双方申立始末巨細御聞調之上、和熟内済申極左之通、

一、津江筋楮之儀は、兼て皆銀納之場所<sup>ニ</sup>も有之、其上同筋内村々之儀は、高山烈風寒深所柄故、出産之楮至て下品<sup>ニ</sup>て、当郡紙漉中難相用<sup>ニ</sup>付、不弁理<sup>ニ</sup>有之、且、昨年申極之趣意も有之候間、以後は紙漉中も勘弁いたし、川下無差構、尤外筋々之楮不紛込様急度取締可致事、

一、当亥年より津江筋村々楮出来次第村々申合、御会所迄通達仕候ハハ、御会所詰より村々紙漉惣代え御沙汰被下候ハハ、惣代之もの津江筋村々え相越、一村限楮何程出来候と申儀調置、筋内合楮高何程有之哉規定決置、年々右振合<sup>ヲ</sup>以、村々庄屋組頭<sup>より</sup>限町問屋え送書相添附出し置、相揃候上問屋より御会所迄申出、御米方御蔵所御出役御序御見分願請、紙漉惣代之もの一兩人為

見届立会、紛鋪趣無之様見届改済之川下ケ可致事、

但積下ケ候前日舟数紙漉川筋村々え申達し、楮積下し候事、  
欄外付箋

(一) 楮出来方之儀は、十月より翌三月迄出来次第津江筋より会所  
え相届け候ハハ、兩三度<sup>五</sup>紙漉惣代之もの為改立越可申事、

(二) 部分は付箋)

右之通一同立会熟談之上、申極候処相違無御座候、後日違変為無之、  
申極書四通相認メ連印仕津江筋且豆田隈両町会所紙漉惣代え一通  
宛預り置候処仍て如件、

嘉永四亥年五月

(以下、連名部分略)

この申極書は、まず津江筋諸村の村柄から述べはじめ、この地方が  
山間僻遠の土地で、年貢は皆銀納、その銀手当の為に、従来から諸産  
物の売捌換金に苦慮し、ついに筋内の諸産物を通船を用いて「川下ケ」  
で他国売りができるようにしたが、郡方・楮商人・舟方らとの緊密  
な連絡を欠き、船荷を差し押えられる事態も起こった。津江筋楮皮の  
川下ケでは、郡内他筋の楮皮が密かに混入され、郡内楮皮の高値を招  
き、紙漉が難渋するなど様々な確執が生ずるのを防止するためにこの  
申極書を作成するなど周辺の概況を述べている。

第二条では、津江筋の楮皮は土地柄、製品が「下品」であり、紙漉  
にとつて「不便利」であり、昨年の申し極もあることで、他筋製品が混  
入しないことを前提に、川下ケを承諾することとし、第三条では、筋  
内諸村では、楮皮の収穫期に会所に報告、紙漉惣代の実地検分で出来  
高を調査の上出荷すること、船積み川下ケの場合、その前日までに船  
数などを紙漉や川筋村々へ通知することなどを申し極めていく。

この内済書に連著するのは、津江筋惣代(楮皮生産者)の大野村甚  
助ほか野田・栃原・赤石三ヶ村の組頭・庄屋など、紙漉側は、惣代に

友田村十兵衛のほか入江・石井・佐古・寺内・北内河野・小畑・馬原・  
下井出・刃連の九ヶ村の紙漉と石井・友田村庄屋・船方は隈町京屋半  
四郎・豆田広瀬源兵衛の兩名と両町年寄三人であり、仲介は会所で、  
この時点の詰庄屋は、渡里村庄屋源平と用松村庄屋瀬兵衛の二名、立  
会人は上野村勘右衛門となっている。

津江筋楮皮の生産・出荷に関わる右に先行する史料は管見しなく、  
実態は不明の域を出ない。ただ津江筋におけるこのような楮の流通  
に関わる問題は、ひとり当筋のみで解決される問題ではなかったのだ  
ある。

注 ① 「内済熟談申極書之事」、「楮皮一件書付控」所収。

② 『日田市史』第III編第四章「近世日田の生産活動」参照。

#### 四、奥五馬筋の楮問題

安政四年二月の日田郡五馬市村「産物書上」<sup>①</sup>によると楮皮二四〇把  
(一把三一斤換算で七四四〇斤)、楮実八〇〇斤、煙草二〇〇斤、粟一  
五石と見え、但書欄に「右之諸産物類、隈豆田両町問屋<sup>五</sup>売出申候、且  
右之外諸産物小細工物無御座候」と述べている。これらの産物が、数  
年後文久二年の書上によると新たに炭・下駄類・茶などが加わり、更  
に楮皮の総量は五九〇把、楮実六三〇〇斤、煙草七五〇斤と大幅に増  
加している。

右のような生産数量の増加を示す数字は、調査の方法や精度によつ  
て増減するものと考えられるが、一面では明らかに増量傾向を示すも  
のであろう。

大山筋を挟んで津江筋の東南に位置する奥五馬筋の諸村も、地理的  
条件としては、津江筋に比肩される劣悪な条件下にあった。その様子

は「山中にて一体田畑耕作仕付之手入は多く取実無数甚難波之土地柄」で、同じ山中でも津江筋は山野は廣大、材木・椎茸など豊富で、百姓の山稼ぎも徳用多いのに対して、五馬筋は山野狭小で産物も少なく、杉山を育て板に仕立てても川岸が遠く牛馬で運搬するなど、利益が少ない村柄であった。

こうした劣悪な条件下にある奥五馬筋農民を刺激したのが、先の津江筋産出楮皮の流通問題であつたらしい。

安政四年三月、奥五馬筋七ヶ村の村庄屋らは、日田役所に以下のような請願をした。

(上略)口五馬筋は所々紙漉少々宛御座候、其上町近在紙漉多き場所にも行程近、売捌方便利宜敷候得共、奥五馬筋は所々紙漉も無御座候両市中ニ附出候より外売捌方無御座大ニ迷惑仕候、追々承り候へは、玖珠郡並津江筋ハ先年御歎願申上、百姓自儘売捌方仕候ても不苦候様被仰付、多分百姓勝手ニ相成候趣ニ及承候ニ付、何卒当筋も右同様ニ売捌方出来仕候様御歎願奉申上呉候様私共迄精々申出候、尤自儘に売捌方出来仕候ても市中町人之手ニ掛り不申ては、自分ニ売ニ参り候程之事も出来仕間敷候得共、何時も百姓自儘ニ売捌候様ニ相成候ハハ、他国より買ニ参り候ものも有之、多分百姓勝手ニ相可申奉存候間、近頃恐多御願ニは御座候得共、右玖珠郡津江筋同様、何時も百姓勝手売捌候ても故障無之様、被仰付被下置候様奉願候、乍恐前断奉申上候小前百姓難波之程御賢察被遊被下候て、願之通被仰付被下置候ハハ、偏ニ百姓御救と重畳難有奉存上候、

その趣旨は、津江・玖珠地方同様、楮皮の「自儘売捌」旅出勝手売捌の認可を請願したいが、たとえ自儘に売捌できるにしても、限や

豆田の町人の手を煩わさなければ、自分らの手で直接に売り捌くことは困難であろうけれど他国から買い集めに来る商人もあること故、自由売買を許可して貰えれば「百姓御救」のため有り難い事だと陳情する。

請願書の内から当時、すでに山間の諸村に楮皮などの農産品を集荷する他国商人の往来があつたことが知られる。

奥五馬筋緒村からのこの請願を受けた日田会所詰の庄屋用松雄蔵・渡里源平らは、その内容を検討した結果、奥五馬筋出口村庄屋の弥惣治に、郡内紙漉方の反対もあること故、この請願は暫らく見合わせ、更に熟談するよう通知した。その書簡では以下の如く述べている。

以手紙得貴意候、然は奥五馬筋村々より楮皮旅出勝手売捌之儀、頃日中願書御差出ニ相成御談之趣、以郡方紙漉惣代荒々申談候処、別紙歎願書差出候間、写仕差進申候間御筋内村々え得と御談シ、此節は先ツ御見合置被下候ハハ、其内折を見合申談熟談相整候様精々申談候様可仕候、御同役方えも宜敷御談可有之候、此段申進候、

先の奥五馬筋の自儘な「旅出勝手売捌」請願に対する郡内紙漉の反対は、次の長文の歎願書によって極めて明確に示されるところである。この願書では、まず、

日田郡奥五馬筋七ヶ村々楮皮之儀は、紙漉稼も無御座両市中ニ附出より外売捌方無御座迷惑仕候ニ付、津江筋ハ先年御歎願奉申上、百姓自儘ニ売捌方仕候ても不苦候様被仰付多分百姓勝手ニ相成候ニ付、右同様ニ売捌方被仰付被下置候様願書之趣、私共御呼出之上御読聞之上、尚又御利解之趣承知仕候、

と、奥五馬筋の請願およびそれに先行する津江筋の他国売捌の経緯

については了解の旨を陳述する。ついで先年（天保三年）の申し極によつて、毎年二月末迄の他国売り禁制、三月以後の自儘売捌の約束があるにも拘らず、津江筋の自儘売りは基本的に条件が異なることなどを次の如く主張する。

然、処先々御支配之節、郡方並両町舟方一統御糺之上、冬より二月中迄は他国え売出候儀不相成、三月より売出候様申極御願申上御聞濟被仰付、一同難有承知仕候処、去ル亥年二月、隈町兵右衛門より楮皮皮積下候間、友田入江石井佐古四ヶ村より見当差押置、御訴奉申上候処、去ル戌年津江筋村々之儀ハ、皆銀納之村方にて、難渋致差支候ニ付、積下候管申談相成居候段、御利解被仰付候得共、当郡紙漉稼之者共承知仕候間、右申極ニ相成候始末、御吟味奉願上候処、用松村瀬兵衛上野村勘右衛門立入取扱被仰付候ニ付、右両人立入双方申立候始末、御聞調ニ御座候処、津江筋村々之儀は、高山烈風寒深之所柄故、出産之楮皮至て下品にて、当郡紙漉中難相用不弁利ニ有之、去ル戌年申極之趣、覚も有之候間以後は紙漉中も勘弁いたし、無差構川下之積熟談仕候儀ニ御座候、先々御支配之節申極之儀凡式拾六ヶ年之内、楮皮老把ニ付代金沓分式朱余之直段之年柄数ヶ年有之、其節は紙漉稼之者共紙直段は、楮皮直段ニ応し候ては、下落致シ引合兼、極々難渋仕候得共、楮皮ニ不限諸産物之品下落いたし候儀、其年之振合當時之直段と高直之直段と見競候ては、金式朱余も相違ニ付、冬より二月中迄楮皮他国出不相成故、下直ニ相成、難渋申立候得共、楮皮ニ不限、当時雜穀並外産物之品迄下落いたし、紙直段之儀は楮皮直段ニ応じ直段相立候儀にて、諸産物之直段等之儀は、年々振合にて立、且又郡方両町舟方一統申極願濟ニ相成居候儀、数年来事相濟、当時直段下落いたし難渋申立筋限、勝手筋申談輕率ニ御歎願奉申上候様相成候ては、外筋ニ何様之儀御歎願可奉申上も難計、小前難渋仕不取締之基と小前一統歎ケ

歎奉存候間、近頃恐入御願ニ奉存候得共、何卒御慈悲之御勘弁ヲ以申し極之通、御利解被仰付被下置候ハハ、紙漉村々小前一統隠ニ相成、御仁恵之程難有仕合奉存候、依之郡方紙漉惣代私共印形仕願書奉差上候、

紙漉側の主張は、楮皮生産者が言う販路が限られて楮直段が下直との主張を否定し、結論としては、以前に郡方・両町商人・移送の舟方が一統相談申し極が成立し、既に数年も問題なく経過しているのに、最近楮皮値段が下落し難渋していると勝手に輕率な請願をさせては、今後如何様な要請が出来するかも知れないので、今回はしっかりと説得し、自儘勝手売り願いを拒否して欲しいと陳情するのである。

この拒否要請は、郡中紙漉惣代の日田郡友田村十兵衛・嘉兵衛門、入江村此右衛門・源兵衛、佐古村此右衛門、石井村忠兵衛ら六人であった。歎願書の奥書には、友田・入江村庄屋は平左衛門、石井・佐古村庄屋は久右衛門となつているので、二人はそれぞれの兼帯庄屋であつたものと思われる。紙漉惣代が入江・佐古村とも此右衛門と同名となつているのもそのためであろうか。

楮皮生産者の自儘売捌許可要請に対する紙漉側の反対意見が、出口弥惣治を介して奥五馬筋に伝達されると、奥五馬筋七ヶ村は、即刻反論の意を表わした。

その詳しい主張は、次の「以口上奉御歎申上候」<sup>⑦</sup>に如実に示されて

以口上書御歎申上候

奥五馬筋楮皮小前自儘売捌之儀、先達中御歎願奉申上候処、紙漉御取調之上紙漉惣代より差出し候返答書並津江筋取極書写一同御添、出口弥惣治え御紙面御遣ニ相成、委細同人より承知仕候、然

処右紙漉中より差出候書面え楮直段之儀は、諸代品物同様之相場候間、下落致し候とて二拾六ヶ年以前、三月中迄ハ他国出不罷成様取極出来居候事を今更津江筋同様、他国出相成候様御願申上候事、軽々敷勝手我儘之儀申出候様、御返答被申上候段、甚々迷惑ニ存候、右は二拾六ヶ年以前取極出来居候事ハ、当筋ニおゐて一向存不申候、且又楮直段ハ諸代品物同様野相場之様ニ被申立候得共是又近年之処一円承知不仕候訳ハ、楮買入候者寄合を致シ、仮直段を立成れ之楮ハ何拾何匁と段々ニ相極候内、奥五馬筋之儀は、楮下品故昨年等も錢六拾目と相定、右申極より高直ニ買候者ハ過料金五兩差出候様堅く申合セ有之由、昨初冬、頃錢八拾匁位ニ買ニ參候もの御座候得共、抜買致候とて敵敷被取調候由ニて、其後ハ兩町紙漉中よりも買ニ參候者無之、然し時は全諸代只物同様之相場とハ訳相違致候哉と奉存候、乍併楮皮ヲ以第一ニ御上納銀之足シニ致し候場所柄ニ付、三月末迄困置候得は必定高直ニ相成候は乍存無兩町紙漉ニ附出冬内売尽申候、別て數ヶ敷訳は、昨年等ニ致し候ても仮直段錢六拾目と申合有之候を、八拾目余ニ買候ても利益有之趣ニて、眼前買ニ參候者も有之ニ付、先年之通初冬ニ正道地之本直段相立候ハハ、小前多分之益ニ相成候事と存候「ムシ」、只今之通、他国出相障置、買候者計申合冬中売らて叶ぬを見込、仮ニ下直段を相立候事、実ニメ買糞殺と申すものニて、一統甚だ難渋不輕候、此等之情態厚く御推察被成下、何卒自由売捌之儀御聞濟奉願上候、尤一体楮不足ニて、郡中紙漉々々他国より多分買入候儀候ハハ、紙漉難渋と申事も可有之候得共、三月ニ相成候得は過半他国ニ売出候儀ニ付、奥五馬筋丈殊ニ下品之楮自儘売出来候とも、左のみ紙漉難渋ニハ相成申間敷奉存候、脇筋へ響候様ニ被申候得共、先達差上候御歎願書面之通り場所柄ニて外筋と替り、別ニ出産之品無之、御年貢銀仕立候第一之品物之儀ニ付、格別之御勘弁ヲ以、右願之通御執成被成下候ハハ、一同難有奉存候、

右の口上書によると、楮皮の安値の原因について、先年来、楮皮生産者側は販路が狭いからだと主張するに對して、紙漉・買取商人側は、楮皮値段の高下は諸物価に連動するものであつて、販路の広狭ではないと主張して譲らず、今回は生産者側は、買取商人側の内幕事情を暴露・指摘している。それによると、商人側は前以て買取値段を協定して置き、若しその値段を上回る価格で買い取つた場合は、過料金を徴収すると言ふ密約を結び、独自で採算限度の高値買いも出来ず、結果として、商人の奥五馬筋での楮皮買活動が停止してしまつた。また先年の約定によつて、二月末までは他国売り禁制、三月以降の解禁とあるものの、年貢上納金の確保のため、三月以降の他国売りの解禁を待ちきれず、安値と知りながら国内の商人に叩買をされる現実を「実ニメ買糞殺と申すもの」と商人側を酷評し、改めて「自儘売捌」の許可を嘆願するのである。

この口上書は、五月（安政三年）一日に、会所宛に提出されたものであつたがその末尾に「前書之通会所差出、同所より紙漉惣代正相渡候得共、急埒いたし兼候間、左之通」と但し書きされ、改めて奥五馬筋七ヶ村各村役人連名の嘆願書が日田役所宛に提出されたが、その内容は、先の三月に提出された嘆願書とほぼ同文である。

この再度の楮皮他国売の請願を受けた日田役所は、町近在の紙漉を呼び出してこの旨を伝え、「利解」させようとしたが、他筋他村の紙漉との談合が整い兼ねるとの近在紙漉の願いによつて、結論を閏五月十日に出したいとの猶予願いを提出した。

この書付には、友田・石井・下井出・入江村の紙漉惣代と組頭七人とともに奥五馬筋七ヶ村の庄屋組頭七人が連名している。この日延べの背景には紙漉側の濟し崩し意向がなかつたかどうか。

閏五月十二日、小野筋財津村庄屋湖藏の立ち会ひの元、紙漉側との談合なり、十四日、友田・入江・下井出・刃連・上井出五ヶ村の紙漉

は連名で、奥五馬筋楮皮の売捌に關して新しい提案を出してきた。その主たる内容は、同筋産出の楮皮は、先の二月末・三月以降を境に郡内売り、他国売りと区別する方法から、産出額の五割に折半、半分を常時自由に国外出しが出来るようにすると言ふ内容であつた。

この提案に対し、日田役所は、楮皮をめぐる両者の確執は、市中の商人が介入するので問題が起るのであり、今後は「楮出来次第紙漉より買候様」主法相立る様に指導、その結果、十五日、奥五馬筋からその趣旨は了解するが、例年、楮の生産は九月末に取り掛かり、十月中には出来揃う故、その時期に紙漉が一切を買取、若し十月中に片付かない場合は、その残余すべてを他国に売り出させて欲しい旨提案してきた。

一方、紙漉側は、奥五馬筋七ヶ村の楮皮の出来高は承知しているの

- 一、請取方法と場所を取り決めること、
- 一、楮皮を「付出し」次第、月・日に拘らず何時でも受取り代金を渡すこと、

一、値段は、当所の相場に鑑み、過不足ないように勘定すること、  
一、若し、楮皮が出来揃兼ね、小前で上納銀に支障が生じた場合は、  
確実な證文により差し支えないように支援すること、  
などを条件に、更に熟談を重ね、事態を解決したい旨を、口上書で提案した。

こうした楮皮生産・紙漉・会所・日田役所などとの間の度重なる熟談の結果、同年潤五月奥五馬筋からのこれまでの請願を取り下げ、当村と紙漉との間で内済申極熟談書が交わされることになった。以下、申極書を全覽する。

#### 内済熟談申極書之事

奥五馬筋七ヶ村より楮皮他国出奉願上候処、産物楮皮之義は先前

紙漉惣代楮皮売渡惣代立会、年々二月迄は他国出不相成申極有之候<sup>二</sup>付、右願之儀紙漉惣代御召出御利解被仰渡候上、会所詰兩人え立入取扱候様被仰付候<sup>二</sup>付、会所詰兩人並財津湖蔵立入、奥五馬筋村々並紙漉惣代共双方申口承り候処、奥五馬筋村々於ハ諸産物楮皮第一之品にて、外ニ産物払底之趣相聞、紙漉惣代と申立候儀追々双方え厚御利解被仰渡候<sup>二</sup>付、立入人よりも尚又押て申談、奥五馬筋村々々々年楮出来高之内、六分通他国出、紙漉惣代承知仕、熟談相整申候処相違無之候、楮皮取扱方左之通申極置候事、

一、当巳年より奥五馬筋七ヶ村楮出来高村役人取調、御会所え村限御届申出候ハハ、御会所より村々紙漉惣代え御達置被下、村々より為附出候節右之内六分通村役人より送相添出置候ハハ、買候者より川下致度段御会所迄申出候ハハ、同所より猶又紙漉惣代え御沙汰被成下候上、右惣代罷越把数舟数見届、会所詰より川筋村々え證拠之送り書御差出<sup>二</sup>相成、川下ヶ仕候様可致候、尤、他筋より楮川決て積下シ申間敷候、勿論村々並問屋<sup>二</sup>おいても不正之取計決て致間敷事、

但、紙漉稼之ものとも、自然疑惑筋惣代共へ申出候ハハ、一村限り楮何程出来候と申儀、紙漉惣代罷越調候様可仕候事、

(以下略)

右に明記されるように、奥五馬筋では楮皮が「産物第一之品」で、他にこれに代わるものが全くないことに鑑み、年間楮出来高の六割を他国出しすることを認めると言うものであり、そのための手立てとしての要旨を整理すると、

一、七ヶ村の楮出来高を、村役人が調べ、会所へ報告、会所はそれを紙漉に通知する、

一、諸村から附出する折、六割分については村役人の「送書」を添える、

一、買得者は川下ケの要請を会所を通して紙漉惣代へ通知し了解をとる、

一、惣代は、積舟の数を確認、会所からは川筋の村々へ積荷証明をする、

などとなっており、他筋の楮は、決して積下シしないこと、諸村・問屋での不正取り極をしないことなどを約諾している。

この「内済熟談申極」書に連名するのは芋作・新城・塚田・本城・五馬市・桜竹・出口など奥五馬筋七ヶ村の庄屋・組頭・百姓代、入江・友田・上井出・下井出・刃連など五ヶ村の紙漉惣代と刃連・入江・友田四ヶ村の庄屋などである。

こうして、天保三年以来、日田周辺の郡内紙漉と楮皮の生産側との間の楮流通をめぐる問題は、津江筋および奥五馬筋の二地域の特例的な扱いとして決着するのであるが、奥五馬筋の問題が解決された翌安政五年正月、早くも問題が起こったらしい。

五馬筋諸村の楮皮は、秋の収穫期に村内楮皮の総生産高を調査し、年末から翌年春にかけて売り出すものであるが、「午正月二十一日、桜竹俊吾宅にて相談之上、会所え差出候書付控」によると、安政四年潤五月に成立した奥五馬筋七ヶ村の六分他国売の申極によつて、前年度の楮皮出来高を提出し売捌きを始めようとしたところ、その数値に疑問を抱いたものか、紙漉側から売り方を中止するよう要請が出た。そこで生産者側（奥五馬）は、その不当を非難し、今後この種の問題の発生を防止するために「鑑札」制の導入を提案したのである。

この一件がその後どのように処理されたかについては、後述する史料は管見しない。

注 ① 「自安政四年二月 三番書上物控」所収、「産物書上」五馬市村文書。

② 右同、所収「覚」。この他産物として炭・櫛・煙草・下駄類・茶などが見える。

③ 安政四年五月「楮皮一件書物控」所収「乍恐以書附御歎願奉申上候」。

④ 右同

⑤ 右同

⑥ 右同

⑦⑧⑨ 右同。以下、注記しない限り同一史料による。

## 五、その後の楮皮問題

文久二年九月、西国郡代屋代増之助忠良は、急速に弛緩して行く封建的社会体制を建てなおすべく支配下郷村に改革の趣旨を布告し、これを遵守させるために郷村民から「請書」を提出させた。その主要な政策のなかに支配下農村から産出する新炭・竹木・穀類・胡麻・楮皮・油粕・茶そのほかの産物の流通の問題があつた。

改革の具体的趣旨を伝える「被 仰渡書」によると、

（上略）近年炭薪竹木穀類胡麻楮皮油粕茶其外之産物、船積いたし両筑え積下シ、売払候族も不少哉と相聞、（中略）元来両筑、売払候儀、小前之力を以一人別取計候事とは不相聞、可成身元之もの其身之利益を考、小前え前金等貸渡シ一手直安く買集メ、船積之上両筑等へ売捌候趣相聞、左候得は一手買集メ、利潤を得候者計徳分付候得共、小前においてハ更利潤と申は無之、其上両筑え品物売捌候故を以当地支配之もの物体迷惑いたし、直段高キ品を相互買取不申候てハ難相成次第（下略）、

と説諭し、この趣旨を受けて限・豆田両町町人が介在する産物の流通統制が思向された。

「御用談記」同年十月の記事には「穀類其他他国出、両町より御趣意、以相断候間、左之通、附紙、以、会所へ申断置候」と前書され、穀類・竹類・竹の子・薪・炭・玉子・油粕・菜種子・楮皮等の産物

を列記し、楮皮の欄には以下の如き但し書きが見られる。

## 楮皮

但、前々御支配之節、紙漉共より願出候ニ付、御調之上三月四日より九月朔日迄川下御免、右日限之外は一切差留相成候間、是迄之通<sup>ニ</sup>いたし度、尤津江筋並玖珠郡其外共、右楮川下差留候ては御年貢銀上納方ニ差支候ハハ、夫丈ハ相当之猶予ヲ以兩町ニ買入可申候、

と但し書きされ、更に、

但、楮皮之儀、奥五馬筋ハ先年御歎願奉申上、紙漉一同御利解之上、出来高之六分通ハ、何時他国へ売出候ても差支無之様、熟談相極有之候間、此段御断申上候、

流通政策の改革にも拘らず、奥五馬筋の楮皮の他国売捌は継続されたのであり、続く十二月の「産物書上」<sup>③</sup>には、奥五馬筋七ヶ村のうち、五馬市村からの「覚」によると、同村の諸産物の品名・数量・売捌先などは、次のようであった。

一、炭	百式拾俵	此売付先	兩町
一、櫛	六千三百斤	此売付先	兩町
一、煙草	七百五拾斤	此売付先	兩町
			百五拾斤
一、下駄類	百足	此売付先	兩町
一、茶	拾俵	此売付先	兩町
一、楮	五百九拾把	此売付先	兩町
			三百五拾把
			貳百四拾把
メ「凡 銀四貫四百目」(朱書)			筑後

諸産物の内、煙草の二割と楮皮の四割強とが他国売されており、他はすべて兩町すなわち限・日田の二町で売却されている。

翌三年四月の「覚」<sup>④</sup>によると、五馬市村では日田役所の「御趣意」によって櫛・楮を植樹しているが、この折、楮木は一六一〇本であったが、但し書きには、櫛木は「寒深土劣之村方<sup>ニ</sup>て生立兼植付候場所無数、楮場所共是迄植尽し最早可残場所無御座」<sup>⑤</sup>いが、御趣意に沿って植え付けると述べている。

数年後の慶応三年十月の四木草木諸職人などの運上銀調査<sup>⑥</sup>によると、五馬市村一ヶ村における楮の栽培は、「高請地」の畦で栽培されておりその数は七百本であり、無運上であった。

この書上には、五馬市村以外の奥五馬筋諸村の産物実態は記載されず、明らかではないが、十年後の明治六年の「物産取調書上」<sup>⑦</sup>によると、五馬市村産出の楮皮の数量は一五八四貫目と見え、隣接する新城村が六七八貫、塚田村六三八貫四〇〇目とあり、第八大区十一小区<sup>⑧</sup>内のその総産出高は、一万二六〇七貫六〇〇目(代金二三三二円)であった。

この数値は、先に見た楮皮の把・斤・貫の換算に基づけば、安政期五馬市村の産出楮皮の総産出量に対して増減比約一・四倍となる。

注 ① 文久二年九月「被 仰渡書」五馬市村文書所収。

② 「自安政六年十月 御用談記」五馬市村文書所収。

③ 「自安政四年二月 三番 書上物控」五馬市村文書所収。

④ 「自安政四年二月 三番 書上物控」五馬市村文書所収。

⑤ 右に同じ。

⑥ 「明治六年分 物産取調書上」五馬市村文書所収。

⑦ 明治六年の町村区画の分合改称によって、第八大区十一小区には、女子畑(苗代部・女子畑)・合田(袖野木・大鳥)・湯山・赤岩・桜竹・

本城・五馬市(新城・五馬市)・塚田・出口(出口・芋作)の諸村が含まれた。

⑧

⑥「明治六年分物産取調書上」五馬市村文書所収。参考までに五馬市村のみの物産品目を列挙すると、現米・麦・大麦・小麦・粟・稗・大豆・小豆・蕎麥・豌豆・里芋・唐芋・大根・黒豆・牛蒡・樺実・楮・茶・麻・煙草・生綿・桑・串柿・綿・銀杏・当皈・棕櫚・杉・刈鎌・牛・馬・鶏などとなっている。旧奥五馬筋全域としては、この他に家鴨・鮎・蜂蜜・薪炭・竹ノ子・木履・茅蓑・斧・鎌・半切紙などがみられる。刈鎌・鎌・斧などは「野鍛冶」による生産品と考えられる。「五馬市村明細帳」によると当村には「鍛冶老人」と見える。「木履」は、草履に対する「下駄」の名称であろう。

六、おわりに

『豊後国志』は日田郡の「土産」条の冒頭に「紙」をあげ、「各郷出、紙品万種、皆精良」と、郡内産出の紙が種類が多く、良質であると言う。大蔵永常の『広益国産考』によると日田郡における紙の産出は、四五〇〇丸、代価で五〇〇貫と述べられ、この数字は二十品目に及ぶ諸產品の中で、最大の収益高を占める。その原料の楮の生産高は三〇〇〇把に及ぶ。

楮皮と紙の生産はともに、既述の如く農民の「作間の稼ぎ」であったが、このうち、紙漉は設備や技術を伴う特技であり、「川辺之百姓ハ紙漉申候」と述べられるように水の便など地理的条件も左右した<sup>①</sup>。日田周辺における紙漉は、城内筋の馬原村で享保十年に二十五人と言う比較的大きい数字が見え、時代は前後するが鎌手村の十人、小五馬村の十一人、栗林村十人<sup>②</sup>があり、奥五馬筋の出口村では天明十年の「明細帳」に十五人と見える。紙そのものの産額は、明治六年の「物産取調書上」によると、第八大区十一小区の集計では、「半切紙 三百三十束 代式百拾四円<sup>③</sup>」とある。

さて、村方で産出された諸種の物産は、多く自家消費されたが、そ

の内の残余は回村商人や村人自身の持ち込みによって隈・豆田の町に運ばれ、更に川下しによって両筑などに売却された。

幕末期の在と町との交流は隆盛し、町屋での物品はいわゆる「掛売」「掛買」の風潮が大きな社会問題にさへなった。天保期には、日田代官はこうした悪弊を防止すべく、農村に対して薪炭ほか諸種の農産品の町屋での換金を奨励、その代価を以て日用品の現金買いを勧める程であった。その折も宇佐郡四日市や中須賀などの町屋商人が、農民持ち込みの小産品を選別・買い叩きのないように指導しており、在と町の一体的な流通の普及を志向している。

当期前後の隈・豆田町における紙商・楮商はそれぞれ三軒・一軒があり、これまで見てきた流通の問題も、必ずしも楮皮生産農民と町屋商人の間に限定される流通問題ではなく、そこには紙漉業者も絡む複雑な要素がある。

しかし、この楮皮の一例から見ても、幕末期の日田周辺の物流にも、予想を越える大きな変革が生じつつあったのである。

注 ① 宝曆五年日田郡出口村「村鑑帳」・天明八年「日田郡出口村明細帳」、

天瀬町出口河津晃氏提供史料。

② 「馬原村明細帳」

③ 「大分県史」Ⅲ「幕府領」所収史料。

④ ①に同じ。

⑤ 「明治六年分 物産取調書上」五馬市村文書所収。前節注⑦参照。

⑥ 「宇佐近世史料集」山口家文書所収「当郡困窮立直方一同御尋之上、御仕法被仰渡候御請書写」。

⑦ 「日田市史」第三章第一節。